

中央区再開発事業再評価実施要綱

令和元年10月28日
31中都地第259号

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業の採択後一定期間を経過した都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）の再評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 再評価の対象となる再開発事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国土交通省（以下「国」という。）の補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）に係る事業をいう。）のうち、中央区が中央区市街地再開発事業補助金交付要綱（平成3年1月28日2中都地第194号）に基づく補助金を交付する事業
- (2) 国による住宅局所管事業予算国庫補助金の内定（初回の内定に限る。）に係る年度の4月1日から起算して5年を経過した時点で継続中又は未着工であると見込まれる再開発事業

(再評価の実施時期)

第3条 再評価は、前条第2号の年度から起算して5年目の年度内に実施する。

2 前項の規定により再評価を実施した再開発事業に係る再度の評価（以下「再々評価」という。）は、5年を単位として実施する。ただし、国から別に再々評価の実施時期を示された場合は、それに従い実施するものとする。

(再評価の実施)

第4条 区長は、再開発事業ごとに国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づき再評価を実施するものとする。

(対応方針の作成)

第5条 区長は、前条の規定により再評価を実施するときは、再評価に係る資料の作成を行うとともに、再開発事業における補助金交付等の継続、見直し、休止等の方針（以下「対応方針」という。）を作成するものとする。

(対応方針の決定)

第6条 区長は、中央区再開発事業再評価監視委員会（中央区再開発事業再評価監視委員会設置要綱（令和元年10月28日31中都地第260号）に基づき設置されたものをいう。以下「委員会」という。）の意見を聴き、対応方針を決定するものとする。

2 区長は、委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、及び対応方針に反映させるものとする。

(再評価の結果等の公表)

第7条 区長は、再評価の結果及び委員会の意見を踏まえて決定した対応方針を、その決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施について必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。